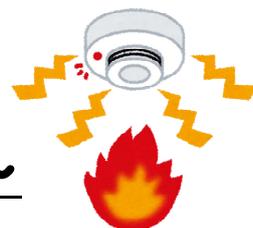


～平成31年度～

地域ぐるみ「逃げ遅れゼロ」

住宅用火災警報器設置事業

火災によって亡くなられた方の原因で最も多いのが、住宅火災による「逃げ遅れ」です。さらに、年齢層別にみると、65歳以上の高齢者の方の割合が特に多くなっています。



～火災による「逃げ遅れゼロ」を目指して～

住宅用火災警報器は、火災の早期発見による「逃げ遅れ」と延焼拡大危険の防止につながります。

砺波市では、次の方に住宅用火災警報器（1台）を交付します。

1 交付対象者

- (1) 一人暮らし高齢者（65歳以上）で、平成30年度市民税非課税の方
- (2) 一人暮らし重度身体障害者（1級・2級）で、平成30年度市民税非課税の方

※詳細は、裏面にてご確認ください。

2 交付方法

交付対象者には、消防団員を通じて交付決定通知書とともに住宅用火災警報器を交付する予定です。

設置・交換済みの方へ

住宅用火災警報器は、古くなると電池切れなどで火災を感知しなくなるおそれがあります。

また、警報器の取替えの目安は10年とされていますが、設置から10年に満たなくても、電池交換が必要になる場合もあります。

上記の【交付対象者】に該当する方には、住宅用火災警報器を交付いたしますので、別添の「交付申請書」をご提出ください。



事業に関する問合せ先	砺波市総務課防災・危機管理班	Tel33-1111（内線 251～254）
交付申請書の提出先	砺波市社会福祉課地域福祉係	Tel33-1111（内線 125、126）